

独立行政法人水資源機構分任契約職
桂川・猪名川ダム総合管理所長 岩本 浩
(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 日吉ダム堤体エレベータ整備
- 2 納 入 場 所 京都府南丹市日吉町地内 日吉ダム堤体内
- 3 納 期 契約締結の翌日から令和8年3月13日
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見積参加要件 当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、物品製造等の業種区分の「設備の保守・点検管理」に登録されており、かつ営業品目の「管理用機械設備(昇降設備)」に登録されている者。
- 3 見積書等
 - 1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限り。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
 - 2) 提出方法 FAX、持参又は郵送による。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
 - 3) 見積書提出期限 令 和 7 年 1 1 月 6 日 (木) 10:00 まで
 - 4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構桂川・猪名川ダム総合管理所
FAX 0771-72-0460
 - 5) 担 当 者 総務課 田村
 - 6) 質 問 書提出期限 令 和 7 年 1 0 月 2 4 日 (金) 12:00 まで
※質問の回答については、令和7年10月27日17:00までにHPに掲載します
 - 7) 見積日時 見積提出期限到来後、遅滞なく実施します。見積参加者の立会いは求めません。
 - 8) 見積回数 2回を限度とします。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和7年11月6日(木)16:00までとします。
 - 9) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(軽減税率を適用する品目については108分の100を考慮)を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見積辞退 仕様書の交付を受けた後に見積を辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。
- 5 見積結果 見積結果については、原則として、契約の相手方として決定した者のみに、提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 6 契約書等 契約書の作成は省略します(決定通知書による通知をもって契約書に代えます。)
- 7 そ の 他
 - 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額(軽減税率を適用する品目については100分の8)加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

日吉ダム堤体エレベータ整備

仕 様 書

令和 7 年 1 0 月

独立行政法人水資源機構
桂川・猪名川ダム総合管理所

第1章 総 則

第1節 適 用

本仕様書は、日吉ダム管理所が施行する「日吉ダム堤体エレベータ整備」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2節 業務の内容

2-1 業務場所

京都府南丹市日吉町中地内 日吉ダム堤体内

2-2 業務概要

本業務は、日吉ダムの堤体内に設置されているエレベータの機能を正常に維持し円滑な運用を図るため、整備を行うものである。

2-3 業務範囲

本業務の履行範囲は、次の設備の整備、調整及び試運転までの一切とする。

設備名	名 称	内 容	数 量	備 考
昇降設備	管理用エレベータ (No. 1)	巻上機ギヤオイル取替	1 基	三菱電機製 (アクセスナンバー：26-27432-001)
		着床リレー組立取替	1 基	
		インターホン・停電灯 バッテリー取替	1 基	
	見学者用エレベータ (No. 2)	巻上機ギヤオイル取替	1 基	三菱電機製 (アクセスナンバー：26-27432-002)
		オートアナウンス用バ ッテリー取替	1 基	
		インターホン・停電灯 バッテリー取替 1 基	1 基	

第3節 履行期間

履行期間は、雨天、休日等を見込み、契約締結の翌日から令和8年3月13日までとする。

なお、休日等には、日曜日、祝日及び年末年始のほか、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

第4節 提出図書等

提出する図書および部数は次による。

- ・ 業務計画書 1 部
- ・ 業務報告書（作業報告書、履行写真） 1 部

第5節 疑義等

受注者は、設計図書に明記されていない事項、または設計図書に疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議しなければならない。

第2章 整備

第1節 設備の主要仕様

本業務対象設備の主要仕様は、別紙ー1「設備仕様一覧表」に示すとおりである。

第2節 業務内容

本業務で実施する整備は次による。使用する材料は既設設備の製作・据付メーカーが指定する専用部品を準備するものとする。

2-1 管理用エレベータ (No. 1) 整備

(1) 巻上機ギヤオイル取替

名 称	規格・型番等	数量	備 考
巻上機ギヤオイル	ギヤオイル (No. 51)	1 2 L	
巻上機ギヤオイル	フラッシング (No. 91)	8 L	

(2) 着床リレー組立取替

名 称	規格・型番等	数量	備 考
着床リレー	P A D - 6 1	4 個	

(3) インターホン・停電灯バッテリー取替

名 称	規格・型番等	数量	備 考
バッテリー	ニカド電池 22.8V	1 個	インターホン
バッテリー	ニカド電池 6V	1 個	停電灯

2-2 見学者用エレベータ (No. 2) 整備

(1) 巻上機ギヤオイル取替

名 称	規格・型番等	数量	備 考
巻上機ギヤオイル	ギヤオイル (No. 51)	1 2 L	
巻上機ギヤオイル	フラッシング (No. 91)	8 L	

(2) オートアナウンス用バッテリー取替

名 称	規格・型番等	数量	備 考
バッテリー	ニカド電池 8.4V	1 個	

(3) インターホン・停電灯バッテリー取替

名 称	規格・型番等	数量	備 考
バッテリー	ニカド電池 22.8V	1 個	インターホン
バッテリー	ニカド電池 6V	1 個	停電灯

第3節 現地作業

3-1 履行条件

- (1) 設備の整備にあたっては、事前に実施日の詳細について監督員と調整するものとする。

3-2 一般事項

- (1) 受注者は、本業務対象設備以外であっても設備に異常を発見した場合は、直ちに監督員に報告しその指示に従うものとする。
- (2) 設備に損傷等を与えた場合は、速やかに監督員に報告し、処理方法を提案して、監督員の承諾を得た後、受注者の責任により適切に処理するものとする。
- (3) 運用中の他設備の管理に支障とならないよう、現場内の整理整頓に努めるものとする。

第4節 現場管理

受注者は、作業にあたって必要な安全規則等に準拠し、また、安全具等の使用により作業の安全管理を行うものとする。

第5節 試運転調整

整備完了後、試運転調整を行い設備全体の動作等を確認するものとし、報告書を提出するものとする。

以 上

設備仕様一覧表

設備の名称		昇降設備（エレベータ・階段昇降機）			
装置の名称		管理用エレベータ（No.1）	見学者用エレベータ（No.2）	階段昇降機	
場	水系名	淀川水系桂川			
所	地名	京都府南丹市日吉町中地内（日吉ダム堤体内）			
製作会社名		三菱電機(株)		(納入者)三菱電機ビルテクノサービス	
竣工年月		平成9年7月	平成9年7月	平成18年3月	
設備仕様	数量	1基	1基	1基	
	仕様	ロープ式（トラクション式）	ロープ式（トラクション式）	車いす用斜行型昇降機	
	用途	人荷用	人荷用	シフオービーEA7（広洋産業(株)製）	
	昇降行程	61.550m	37.600m	5.530m	
	停止階	4箇所（B1，1F，M2F，3F）	3箇所（1F，2F，3F）	2箇所	
	かご内寸法	間口1，400mm 奥行1，350mm	間口1，980mm 奥行1，750mm		
	定格速度	90m／min	60m／min		
	電動機容量	9.5kW	18.5kW		
	定員・積載量	11名・750kg	24名・1，600kg		
	運転方式	乗合全自動方式	乗合全自動方式		
	管制運転	地震時・火災時	地震時・火災時		
	その他	遠隔監視診断装置	遠隔監視診断装置		
		身障者対策（車椅子・視覚障害者）仕様			
		監視警報盤（共通）			
	アクセスナンバー：26-27432-001	アクセスナンバー：26-27432-002			

見積依頼書等の交付受領書

宛 先	独立行政法人水資源機構 桂川・猪名川ダム総合管理所 総務課 田村 宛			
	電話番号	0771-72-0171	FAX番号	0771-72-0460
発信者 (※必須)	(会社名)			
	(担当者名)			
	電話番号		FAX番号	
件 名	見積依頼書等の交付受領書			
以下の件名について、見積依頼書等を受領いたしました。 ○見積依頼書件名 日吉ダム堤体エレベータ整備 ○くじ用数値 くじ用数値とは、見積金額が複数社同額だった場合に使用する数値です。任意の3ケタの数字をご記入ください。 ○見積辞退について 見積依頼書等の交付受領書を提出後に見積を辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。 ○同方式の承諾 「日吉ダム管理所におけるオープンカウンター実施説明書」の内容について、承諾する場合は、次のチェックボックスにチェックをお願いします。 <input style="width: 40px; height: 20px; border: 1px solid black;" type="checkbox"/> 承諾する				

請 書 (案)

- 1 件 名 日吉ダム堤体エレベータ整備
- 2 場 所 京都府南丹市日吉町地内 日吉ダム堤体内
- 3 期 間 自 令和 年 月 日
- 至 令和8年3月13日
- 4 請負代金額 ￥

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥)

上記の施行をお請けするについては、別添の条項によって信義に従って誠実にこれを履行します。

令和 年 月 日

受 注 者

独立行政法人水資源機構分任契約職

桂川・猪名川ダム総合管理所長 岩本 浩 殿

契 約 条 項

第1条 受注者は、別冊の仕様書及び図面並びに表記の事項に基づき、この契約を履行しなければならない。

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、独立行政法人水資源機構（以下「発注者」という。）の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者がこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

第3条 受注者は、履行内容の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

第4条 この契約の履行内容が第1条の図面又は仕様書に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、受注者は、これに従わなければならない。

第5条 受注者は、この契約の履行が完了したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会いのうえ、完成を確認するための検査を完了するものとする。

3 発注者は、前項の検査によって完成を確認した後、受注者が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに当該目的物の引渡しを受けるものとする。

4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払いの完了と同時に当該目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、受注者は、直ちにその引渡しをしなければならない。

5 受注者が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を履行の完了とみなして、前4項の規定を適用する。

第6条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払うものとする。

第7条 受注者の責めに帰すべき事由により、表記の期間内に完成しないときは、発注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額を損害金として受注者から徴収する。

2 発注者の責めに帰すべき事由により、第6条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れたときは、受注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

第8条 受注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第9条 発注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、既済部分に対する対価を申し受けることとし、別途損害があるときは発注者と受注者とが協議のうえ、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

第10条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをい

い、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の規定する違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、債権管理法施行令第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第11条 受注者が、業務を実施するに当たり、受注者は、発注者から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

一 発注者から預託された個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせること。
（業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合を含む。また、第三者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）

二 発注者から預託された個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

3 受注者は、発注者から預託された個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、発注者から、預託された個人情報の取扱いの状況について報告を求められ

た場合は、直ちに報告しなければならない。また、受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

- 5 発注者は、本契約に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。また、発注者は、その目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本契約の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 6 受注者は、発注者から預託された個人情報を、業務終了後、廃止後又は解除後直ちに発注者に返還又は廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 7 受注者は、発注者から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 8 発注者は、受注者が第1項から前項までのいずれかに違反していると認められるときは、契約を解除することができる。
- 9 受注者は、前項の規定により、発注者が契約を解除した場合において、発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(専属的合意管轄)

第12条 発注者及び受注者は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、訴訟物の価額に従い〔 〕簡易裁判所又は〔 〕地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第13条 この契約に定めない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定める。